



令和4年4月から 安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェックが 「義務化」されます!!

令和3年6月に千葉県で発生した交通死亡事故を受け、令和3年11月に「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されました。この公布により、安全運転管理者(※1)に対し、下記業務の追加が令和4年4月から順次施行されます。

※1 安全運転管理者：自動車の安全な運転に必要な業務を行う者。乗車定員が11人以上の自動車1台以上またはそれ以外の自動車5台以上を業務で使用している事業所は選任が必要。

令和4年
4月1日
施行

- (1) 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- (2) 酒気帯びの有無について記録し、その記録を1年間保存すること

令和4年
10月1日
施行

- (1) 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器(※2)を用いて行うこと
- (2) アルコール検知器を常時有効に保持すること

※2 アルコール検知器：呼気中のアルコールを検知し、その有無や濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器



安全運転管理者制度や今回の改正に関してご不明な点がございましたら、北海道警察のホームページをご覧ください。近隣の警察署へお問い合わせください。

お問い合わせ先 役場町民生活課住民活動係

☎(62) 4472

斜里郡3町終末処理事業組合の し尿汲み取り料金・浄化槽汚泥処理料金の 料金改定のお知らせ

斜里郡3町終末処理事業組合では、斜里郡3町内で農業集落排水(=下水道)の接続を行っていない家庭や事業所が排出するし尿及び浄化槽汚泥の処理を昭和45年から実施しております。

現在、人口減少及び農業集落排水の普及率が8割を超えているため、処理量の減少は続いており、今後も処理量の増加の見込みは無いと考えられます。一方で、処理施設の機器の維持費については、今後増加する見込みであることから、施設機能の維持及び健全な事業運営を図るため、適切な料金への改定を行う必要があります。

◎し尿汲み取り料金及び浄化槽汚泥処理料金の料金改定

(1)し尿汲み取り料金

し尿汲み取り料金は、昭和58年以降、現在まで消費税の増税に伴う見直しを除いて改定していません。しかし、令和2年4月に小清水町の農業集落排水料金の値上げ(25%)の実施、令和4年4月から斜里町の下水道料金の値上げ(20%)を予定しており、また、今後増加する見込みである処理施設の維持管理費を確保するため、し尿汲み取り料金を引き上げます。改定率(引上げ率)については、利用者が多い斜里町の下水道料金改定予定率(20%)と同率とし、5.83円/ℓに20%を上乗せした7円/ℓ(税込)とします。

【改定料金】

現 行	改 定 後
1リットル当たり 5.83円 (税込)	1リットル当たり 7円 (税込)

(2)浄化槽汚泥処理料金

浄化槽汚泥処理料金については、現在まで組合では徴収していませんでしたが、直近の浄化槽汚泥処理量がし尿処理量より増加傾向で、処理施設の維持管理費の増加の原因となっていることから、今回の改定より浄化槽汚泥処理料金の徴収を開始します。料金については、近隣の浄化槽汚泥処分手数料を考慮し、2.2円/ℓ(税込)とします。

【改定料金】

現 行	改 定 後
1リットル当たり 0円 (税込)	1リットル当たり 2.2円 (税込)

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の維持管理・健全な事業運営を行うためには、今回の料金改定が必要不可欠です。また料金の改定は、**令和4年4月**から取り扱っていただきたいと思いますので、町民の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先 役場町民生活課住民活動係

☎(62) 4472